職	7	锺				定	義	•	作	美	ŧ	内	容				
01 特 3	殊 作 業	員	ħ	目当程	度の	技能	お	よび	高度	の p	§体	的条	条件で	₹有	し、	主	とし
			てど	欠に掲	げる	作業	に	つい	て主	体的	的業	務を	: 行:	うも	の		
			а.	軽 機	械(道路	交	通法	第84	条	:規	定す	る゛	重転	免許	な	らび
			lä	こ労働	安全	衛生	法:	第61	条第	1 I	頁に	規定	こする	5 免	許、	資 7	格お
			ď	はび技	能講	習の	修	了を	必要	Łt	± ず	、道	重転 d	ふよ	び 擦	作	に比
			車	交的 熟	練を	要し	な	いも	の)	を追	重転	また	: は	操作	して	行	う次
			0	り作業													
			1	亻.機	械重	量 3	t:	未満	のブ	゚ルト	* –	ザ・	ا ج	ラク	タ (ク	□ –
				ラ 型) •	バッ	ク	ホウ	(ク	П-	- ラ	型)	٠	トラ	クタ	シ	ョベ
				ル (クロ	ーラ	型) .	レー	+	· –	ザ・	タイ	ィヤ	ドー	・ザ	等を
				運転	また	は操	作	して	行う	土砂	少等	の振	副削、	積	込み	ま	たは
				運 搬													
				」. 吊	上げ	重量	1	t 未	満の	クロ] —	ラク	ァレ-	- ン	、 吊	上	げ重
				量 5	t 未	満の	ウ・	イン	チ等	を追	重転	また	は	操作	して	行	う資
				材等	の運	搬											
			J	∖.機	械重	量 3	t:	未満	の振	動口] —	ラ (自	走豆	t)	` '	ラン
				₹、	タン	パ等	を	運転	また	は推	操作	して	: 行:	主	砂等	の	締固
				め													
			=	二 . 可	搬式	ミキ	サ、	、バ	イブ	`レ-	- タ	等を	運車	゙ま	たは	操	作し
				て行	うコ	ンク	IJ	-	の練	上广	げお	よて	が打ま	殳			
			7	た.ピ	ック	ブレ	-	力等	を運	転ま	きた	は損	操作し	ノて	行う) J :	ンク
				リー	٢,	舗装	等(のと	りこ	わし	,						
			^	丶.動	力草	刈機	を	運転	また	は接	操作	して	:行:	う機	械除	草	
			ŀ	ポ	ンプ	、コ	ン	プレ	ッサ	、多	き動	発電	₫機 €	∮ の	運転	まま	たは
				操作													
				人力													
			С.	ダム	工事	にお	11	て、	グリ	ズ!	ノホ	ツノ	١, ١	- リ	ッハ	《付·	ベル
				- コン													
			Z	欠破碎	設備	、集	₹砂	設備	i . 1	骨 材	運力	般 設	備(調	整ビ	ン	幾 械
				置)を	運転	また	は	操作	して	行う	う骨	材σ	製	造、	貯蔵	まま	たは
			ï	重搬													
			7	その他	、相	当 程	度	のお	支能 6	およ	びi	高 度	の肉] 体	的条	件	を有
			し、	各種	作業	につ	11	て必	要と	さ <i>†</i>	เる	主体	的	養務	を行	ゔ	もの

暗	È			種	İ					定		義	•		作		業	F	内	容							
02	普	通	作	業	員				技能行う			びァ		的	条	件	を	有「	し、	主	۲	b	て	次	に扌	渇げ	
						•			こよ			砂套	≨	掘	削	. ;	積:	λ ā	₩.	運	搬		數:	均	し	等	
									こよ															,			
									によ								•					-	_	境	界。	ぐい	
							争の									•											
						d.	人	力Ⅰ	によ	る	芝	はり)作	業	(公	袁	等(カ 苑	地	を	築	造	す	る [工事	
						Į.	こお	ける	る芝	は	י נו	作業		つ	ι١	て:	主	本台	的 業	務	を	行	う	ŧ	の マ	を除	
						•	.)																			
						е.	人	力Ⅰ	によ	る	除:	草															
						f.	ダ	ム	工事	で	ග '	骨柱	すの	製	造	, !	貯	蔵を	また	は	運	搬	に	お	ける	る人	
						7	けに	よる	る木	根	, :	不良	包鉱	物	等	の	除 :	去									
						4	その	他、	普	通	の :	技能	とお	ょ	び	肉	体!	的纟	条件	を	有	U	•	各	種(乍業	
						につ	こい	てり	必 要	۲	さ :	n a	5 補	助	的	業	務:	を1	うう	も	の						
																											_
03	軽	作		業	員	Ξ			て人								の [^]	乍訓	業を	行	う	も	の				
						a.			な清							け											
									等に		け	る 🖺	すむ	U	נו												
									な散	-	_	+ \ .	l. YE	+ 6Л													
									内の 則量							Φ.	= ,	<u>-</u> 1	,								
						e.	•		則里 物、	•					_		_			+-	1+	垴	±				
									ァ、 管理											. /_	Ιď	1月入					
									■ 生 . 各											Ħ	ı,-	ᅪ	る	枢	易 <i>f</i>	か補	
									、ロ 行う				_ 0,	٠.		_	_	0		. / J	,c	6	~	+=	<i>∞</i> , ∞	6 im	
						273 1	· *																				_
04	造		袁		I	造園	[事	にっ	つい	7	相	当私	呈度	の	技	能	を	有「	<i>ل</i> ر	主	ے	し	て	次	に扌	渇げ	
						る作う													·								
						Ħ.	討木	のホ	植 栽	ま	た	は糸	隹持	管	理												
						1	康公		莛 園	,	緑:	地争	∮ の	苑	地	を	築:	告	する	I	事	に	お	け	る)	欠の	
						作訓	Ě																				
						а.	芝	等(の地	被	類	の植	直付	け													
						b.	景	石(の 据	付	け																
						С.	地	ご	しら	え																	
						d.	袁	路	また	は	広:	場の) 築	造													
						е.	池	また	たは	流	れ	のき	色造														
						f.	公	園	设備	の	設:	置															

職	種	定義・作業内容
05 法	面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカ による法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕
06 ك	び エ	上げ 高所・中空における作業について相当程度の技能および高度 の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体 的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等(コンクリート橋ま たは鋼橋の桁架設に係るものを除く。) b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き(杭打機の運転
		を除く。) d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物(大型プロック、大型覆工板等)の捲揚げ、据付け等(クレーンの運転を除く。) f. 鉄骨材の捲揚げ(クレーンの運転を除く。)
07 石	I	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロ	у ク エ	プロック工事について相当程度の技能を有し、積プロック、 張プロック、連節プロック、舗装用平板等の積上げ、布設等 の作業について主体的業務を行うもの(49建築プロック工に 該当するものを除く。)

職	種	定義・作業内容
09 電	I	電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去。 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去。 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 第1種電気工事士第2種電気工事士 第2種電気工事士 認定電気工事資格者
10 鉄	筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンク リート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等 について主体的業務を行うもの
11 鉄	骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、 H . T . ボルト締めまたは建方および建方相番作業について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。)
12 塗	装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、 塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業(塗装 のための下地処理を含む。)について主体的業務を行うもの (塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するも のおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く。)
13 溶	接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接(ガス圧接を含む。)または切断について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものを除く。)

職種		定	義	•	作	業	内	容		
14 運転手(特殊)	重機械(道路	交通法	去第8	34条に	規定	्र व	る大型	!特別	・ 免 許 ま	たは労
	働安全衛生法	第 61条	系第	1項に	規定	する	5 免許	、資	とと とり とうしょ とうしょ しょうしょ しょうしん しょう しょう しょう はんしょ しょう はんしょ しょう はんしょ しょう しょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょうしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	くは技
	能講習の修了	を必要	₹とし	し、運	転お	よて	グ操作	に刻	練を要	するも
	の)の運転お	よび摸	操作	こつい	て相	当和	呈度の	技能	€を有し	、主と
	して重機械を	運転ま	きたに	は操作	して	行	う次に	. 掲し	ずる作業	につい
	て主体的業務	を行う	うもの	の						
	a. 機械重	量 3 t	: 以_	上のブ	ルト	- t	ザ・ト	ラク	タ・パ	ワーシ
	ョベル・									
	ーディン									
	・タイヤ									
	タスクレ				きたし	ま操	作し	て行	う土砂	等の掘
	削、積込	, . ,		_ ,,,,	٠.		vi±			
	b. 吊上げ					_				
	ーラクレ									
	吊上げ重	_		上のワ	イン	ナモ	きを連	!転ま	たは架	11 U C
	行う資材			5 / H		_	±±1± ±1	· == =	≛ o + N	ا م ا≡
	c. ロード **ロー=									
	動ローラ を運転ま									
	固め あ	/C Id 17	₹1F (U C 1J	·) ⊥	.11少 ₹	₹ 0) /)	· c /c	1502	たる神
	」 d. コンク	II — F	· 7 .	, – w	シャ	-	7 7 7	ו ק	・トフィ	- " =
	u. コンノ ヤ等を運									_ //
	e. 杭打機									打込み
	または引		4 0 1	2 101 37	,, ,	•				~ · ·
			(3 ≢	論式)	、除	雪雪	巨等の	運転	または	操作
15 運転手(一般)	道路交通法第		•							
	等)を有し、	主とし	して村	幾械を	運転	ま <i>†</i>	こは操	作し	て行う	次に掲
	げる作業につ	いてま	E体的	的業務	を行	うも	5の			
	a. 資機材	の運搬	没のか	ための	貨物	自重	前車の	運転	Ī	
	b. もっぱ	ら路上	z を j	運行し	て作	業を	を行う	散力	く車、ガ	ードレ
	ール清掃	車等σ	運車	运						
	c. 機械重	量 3 t	未清	満のト	ラク	タ	(ホイ	— Л	ノ型)・	トラク
	タショベ	ル(オ	ヤイ-	ール型) •	八、	ックホ	ウ(ホイー	ル型)
	等を運転	またに	は操作	作して	行う	土板	少等の	掘肖	」、 積込	みまた
	は運搬									
	d. 吊上げ									
	置付トラ									
	e. アスフ	ァルト	・ディ	ィスト	リピ	` ユ -	- タを	運転	または	操作し
	て行う乳									
	f. 路面清	掃車((4 ≢	論式)	の運	転	または	操作	Ē	

職種	定義・作業内容
16 潜 か ん エ	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド(圧気) 内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事(圧気)についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ 〈 岩 エ	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業 (坑内作業を除く。)について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等f. シールド工事(圧気を除く。)における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの

職種	定義・作業内容
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業(工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。)について主体的業務を行うもの a. P C 橋の製作のうち、グラウト、シーズおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮
	設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保 工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等(工場内を含む。)について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら 指導的な業務を行うもの(工場内作業を除く。)
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の 技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの (17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話 役に該当するものを除く。)
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を除く。)の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。 船長、機関長、操業長等(各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。) 以下の水面は、海面に含める。(27普通船員、28潜水土、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様) 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面

耶	鈛			種	į						定		義				作	j	業	内]	容							
27	普	通	;	船	員	海面む。											•				. f	台船	公司	€ σ.	分辨	主 船	i を	2	ì
28	潜		水		±	海る(潜	気	を	受	ゖ゙	て海	面	下	で	作	業	を	行	÷ ز)								`
29	潜	水	連	絡	員	潜水 a. b.	業	潜務潜送	水水気	士。 送第 設作	と連気員	経と)故	し連障	て絡等	、しに	潜、よ	降 所	お。 要(よ; の;	掲げび送の	注上 iを	を 行	適 わ	正 せ	にる	行業	わっ わっ 務	世	る
30	潜	水	<u> </u> 送	気	員	潜水る業								を	行	う	た	め(ກ :	弁 ま	: た	は	⊐	ッ	ク	を	— 操 ſ	作 ·	
31	Щ	林	砂	防	I	С.	主作運	と業人搬人簡	し)力、力易	てにに構にな	山従よ告よ索間事る物る道	遠し崩の資、	か、壊築材足	く主地造の場	地との等積等	のし法 込の	急て切 み組	傾次、、立、	斜に階軍	地ま	:: た う 付 片、	は作け 付撤	狭業、 け去	隘を土等等	な行石	谷う	間 i も i	に の	お
32	軌				I	軌の的 a. b.	体務 等度 を	的を軽を内新運	条行機使に線搬	件う械用修建配	をも(し 正没列	しっていったて	ターすお、	主 ンルるい軽	と パの作て機	しー軌業、械	て、間・レ(次 ラ、 ータ	にいるいです。		る、通りパ	作 パリ ラー	業り、ギ、	に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	つ レ面 バン	い ン性 ラマ	て・チ等・ス	主等をト	体)限等

職	種	定義・作業内容
33 型	わ く I	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく(メタルフォームを含む。)の製作、組立、取付け、解体等(坑内作業を除く。) b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大	I	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋 内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左	官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配	管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着 c. 電触防護
37 l t	つ り I	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のは つり取り(はつり仕上げを除く。) b. 床または壁の穴あけ
38 防	水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板	金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、 屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金 属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの (47ダクトエに該当するものを除く。)

職種	定義・作業内容	
40 タ イ ル エ	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、 等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体 業務を行うもの	
41 サッシエ	サッシエ事について相当程度の技能を有し、金属製建具の付作業について主体的業務を行うもの	取
42 屋 根 ふ き エ	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業 ついて主体的業務を行うもの(39板金工に該当するものを く。)	に
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、せっ うボードその他ボード等の内装材料を床、壁または天井に り付ける作業について主体的業務を行うもの	٦
44 ガ ラ ス エ	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガスはめ込み作業について主体的業務を行うもの	ラ
45 交 通 誘 導 員	警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備 をいう。)で、交通誘導業務に従事するもの	員
46 建 具 工	戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事 るもの	す
47 ダ ク ト エ	金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取作業に従事するもの(39板金工に該当するものを除く。)	付
48 保 温 工	建築設備の機器、配管及びダクトに保温(保冷、防露、断 等を含む。)材を装着する作業に従事するもの	熱
49 建築プロックエ	建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞ンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業従事するもの(08ブロックエに該当するものを除く。)	
50 設 備 機 械 工	冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大 重量機の据付け、調整または撤去作業について主体的業務 行うもの	